

2015年7月2日

山形労働局長
森田 啓司 殿

日本労働組合総連合会
山形県連合会
会長代行 岡田 新一

2015年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

さて、県内経済は、緩やかな景気回復基調が続いているとされておりますが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っておりません。消費税の引上げや物価上昇により家計支出の負担感は増している一方で、くらしの底上げ・底支えは実現しておりません。

働く者を取り巻く状況を見ると、雇用者に占める非正規労働者の比率は過去最高のおよそ4割の2000万人に達し、また、生活保護受給者数は217万人に及ぶなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しております。

県内の雇用情勢を見れば、有効求人倍率は1.22%倍で全国平均よりも高水準となっておりますが、正規社員の有効求人倍率は0.59倍程度であり、雇用のミスマッチも発生しております。

このような中、山形県の最低賃金は昨年度の15円の引き上げにより時給680円となっておりますが、年間2,000時間働いても年収は136万円程度でワーキングプアをも下回っており、この額では、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことなど到底できるわけがありません。また、このような人たちの多くが労働組合の無い職場で働く非正規労働者であり、労使交渉や労働条件の向上を要求する機会も無く、不当な低賃金を強要される場合も少なくありません。

最低賃金制度は、非正規労働者の増加とそれに伴う低賃金層の拡大により、賃金のセーフティネットとしての重要性が更に拡大しております。県内のすべての働く者が安心して暮らすために、最低賃金の適正水準への引き上げが大変重要であります。

連合山形は、このような現状を踏まえ、山形県の最低賃金の大幅引き上げや法の遵守について広く県民に訴え、理解を求める署名運動を行った結果、3万筆を超える署名が集まりました。

この署名を、県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金を実効ある水準へ改善するため、下記の点について、積極的な対応を要請するものです。

記

1. 山形県の地域別最低賃金を早期に800円へ引き上げること。
2. 基幹的労働者にふさわしい特定（産別）最低賃金の水準を確保すること。
3. 使用者側に対し、最低賃金法の遵守を徹底すること。

以上